

広報 **たいし**

TAISHI

No.876

✦ Taishi Town Public Relations

令和6年
2024

7

CONTENTS

もうすぐ夏休み! イベントを紹介します	2~4
夏休み みんなの学習スペースをオープン ..	4
定額減税の実施と調整給付金の支給	5
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との協定の締結 ..	6
町職員の給与	12~13

どっちが早かった! ?

(5月25日 太田小学校運動会)

太子町公式 SNS



■夏休み食育教室
～簡単朝ごはんを作ってみよう！～

さわやか健康課 ☎ 276-6630

簡単にできる朝ごはんを一緒に作ってみませんか。

- 日 時 7月26日 9時45分～12時
(受付9時30分～)
- 場 所 保健福祉会館
- 対 象 町内の小学3年生～中学3年生
- 定 員 12人(先着順)
- 内 容 食育講話、調理実習、試食など
- 講 師 揖龍地域活動栄養士会



- 参加費 500円程度(食材実費相当額)
- 持ち物 米(0.5合)、参加費、筆記用具、エプロン、三角巾、ハンカチ、マスク、飲み物
- 申込方法 電話申込
- 申込受付 7月1日 8時30分～19日 17時15分(土日祝除く)

■夏休みこどもセミナー
「生き物のレリーフを作ろう！」

兵庫県動物愛護センター龍野支所 ☎ 0791-63-5146

写真立てに紙粘土でお気に入りの生き物のレリーフを作ります。色をつければ、立体的に動物が見えるよ。さあ、やってみよう！

- 日 時 7月26日 10時～14時
※昼食持参
- 場 所 兵庫県動物愛護センター龍野支所
ふれあい館多目的ホール
(たつの市龍野町富永1311-3)
- 対 象 小学1～6年生(4年生以下は保護者同伴)
- 定 員 各日とも20人(申込者多数の場合は抽選)
※抽選結果については7月19日 15時までにメールにて連絡
- 参加費 無料

- 申込期間 7月8日 10時～16日 10時
- 申込方法 下記二次元コードから必須事項を記入



▲作品イメージ



【兵庫県電子
申請共同運
営システム】

■～集え！未来の防火救命リーダー～
未来の防火救命リーダー育成講座

太子消防署 ☎ 276-1191

消防署では、「未来の防火救命リーダー育成講座」の受講生を募集しています。消火や救急訓練など、さまざまな体験をしてみませんか。

- 日 時 8月1日 8時30分～17時
- 場 所 太子消防署・たつの消防署
- 対 象 太子町内・たつの市内在住または在学の中学生・高校生
- 定 員 15人程度(応募多数の場合は先着順、最小開催人数は5人とします。)
- 参加費 500円程度(保険代など)
- 申込方法 消防署、各学校配布の応募用紙で申し込み
※応募用紙は西はりま消防組合ホームページまたはFacebookからダウンロードできます。

- 申込先 太子消防署もしくはたつの消防署
- 申込期間 7月4日 10時～19日 10時
- ※災害状況により、中止となる場合があります。



▲講座の様子

なつやde文化村

町の芸術・文化の発信や地域交流の拠点である太子あすかふるさと文化村で、なつやde文化村を開催します。内容など詳細は決定次第、町ホームページや広報たいし8月号にてお知らせします。

開催日：8月10日 会場：丸尾建築あすかホール他(鶴1310-1)
問い合わせ：文化推進課 ☎ 277-2300

もうすぐ夏休み！ イベントを紹介します

もうすぐ待ちに待った夏休みが始まります。近くで行われる楽しいイベントを集めました。家族や友だちと一緒に、夏休みの思い出を作りませんか。

～教室・体験・講座～

■夏休み親子陶芸教室

子育て支援センター『ひまはび』 ☎ 277-3880

- 日 時 7月22日 9時30分～11時30分
13時30分～15時30分
- 場 所 丸尾建築あすかホール創作室
- 対 象 5歳児～中学生とその保護者
- 定 員 各時間とも10組(先着順)
- 参加費 500円(材料費)
- 持ち物 タオル、飲み物、エプロン
※汚れてもよい服装でお越しください。
- 講 師 文化協会陶芸サークル
- 申込方法 電話申込
- 申込受付 7月5日 9時30分～



■つなぐ～る草木染め体験

雨天決行

～身近な植物でエコバックを染めよう～
子育て支援センター『ひまはび』 ☎ 277-3880

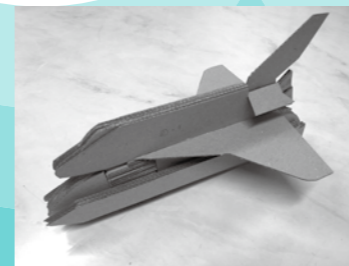
- 日 時 7月24日 9時30分～13時30分
(受付9時～)
- 場 所 体験学習施設(総合公園内)
- 対 象 小・中学生
- 講 師 地域の自然を未来につなぐ会
- 定 員 15人(先着順)
- 参加費 600円程度(材料代)
- 持ち物 昼食、飲み物、細い油性ペン、軍手(綿素材)、キッチンばさみ、玉ねぎの皮、タオル
- 服 装 長袖、長ズボン、運動靴(サンダル不可)、帽子、タオル
- 申込方法 電話申込
- 申込受付 7月5日 9時30分～



■段ボール工作教室

図書館 ☎ 277-1580

- 日 時 ①7月28日 14時～16時
②8月10日 14時～16時
- 対 象 小学生以上(保護者同伴)
- 定 員 各日とも6組(先着順)
- 申込方法 窓口申込
※電話申込は不可
- 申込受付 7月1日 10時～



■夏休み工作教室

「時計つきコルクボードをつくろう」
子育て支援センター『ひまはび』 ☎ 277-3880

- 日 時 7月29日 9時30分～11時30分
13時30分～15時30分
- 場 所 子育て支援センター「ひまはび」
- 対 象 小学生
- 定 員 各時間とも10人(先着順)
- 参加費 500円程度(材料費)
- 持ち物 はさみ、定規、筆記用具、木工ボンド、ウエットティッシュ、手拭きタオル、飲み物、持ち帰り用の袋
※汚れてもよい服装でお越しください。
- 申込方法 電話申込
- 申込受付 7月5日 9時30分～
- ※当日はセンターの一般開放はありません。



国の経済対策に基づく施策です

定額減税の実施と 調整給付金の支給

問い合わせ

【定額減税（個人住民税）について】

税務課 ☎ 277-1014

【調整給付金について】

定額減税調整給付金チーム ☎ 277-5997

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税から、定額減税を実施します。
また、定額減税の対象者で、減税しきれないと見込まれる人には、調整給付金を支給します。
※調整給付金の支給対象者には、7月下旬以降に通知でお知らせします。

対象者

定額減税

【令和6年分所得税】

令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下である、所得税の納税義務者
※所得税の定額減税についての詳細は、国税庁ホームページの「定額減税 特設サイト」をご確認ください。

【令和6年度分個人住民税】

令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下である、個人住民税所得割の納税義務者

定額減税可能額

	減税額
所得税	本人・扶養親族（配偶者を含む）1人あたり3万円
個人住民税	本人・扶養親族（配偶者を含む）1人あたり1万円

※国外に居住している同一生計配偶者および扶養親族は、減税対象人数に含まれません。
※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は令和6年度の定額減税は対象外です。



【国税庁ホームページ
定額減税 特設サイト】

調整給付金

定額減税対象者のうち、減税可能額が税額を上回り、減税しきれないと見込まれる人

調整給付額の算出方法

(1) 所得税

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分推計所得税額} \\ \hline (\text{減税前}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税控除不足額} \cdots \textcircled{7} \\ \hline (0\text{より小さい場合は}0) \\ \hline \end{array}$$

※令和6年分所得税額は未確定のため、調整給付金の算出には令和5年分の所得等を基にした推計額を使用します。

(2) 個人住民税所得割

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度個人住民税} \\ \hline \text{所得割額} (\text{減税前}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{住民税控除不足額} \cdots \textcircled{8} \\ \hline (0\text{より小さい場合は}0) \\ \hline \end{array}$$

◎調整給付額

$$\begin{array}{|c|} \hline \textcircled{7}\text{所得税控除不足額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \textcircled{8}\text{住民税控除不足額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付額} \\ \hline (1\text{万円単位で切り上げ}) \\ \hline \end{array}$$

調整給付額の計算（例：納税義務者本人が妻と子ども2人を扶養している場合）

【納税額】

・納税義務者本人の令和6年分推計所得税額（減税前）：7万3千円、令和6年度個人住民税所得割額（減税前）：2万5千円

【定額減税額】

・所得税分定額減税可能額：3万円×4人（＝本人＋扶養親族数3人）＝12万円
・個人住民税分定額減税可能額：1万円×4人（＝本人＋扶養親族数3人）＝4万円

【調整給付額計算】

(1) 所得税分控除不足額：12万円－7万3千円＝4万7千円

(2) 住民税控除不足額：4万円－2万5千円＝1万5千円

(3) 調整給付額：4万7千円＋1万5千円＝6万2千円

⇒支給額は、7万円（1万円単位で切り上げ）になります。

■なつや de 文化村「ミニ日本庭園作り～枯山水の庭を学んで作ろう～」

歴史資料館 ☎ 277-5100

参加者の募集

小中学生とその保護者を対象に、お庭の専門家の先生たちと一緒にミニチュア枯山水を作る体験講座です。

- 日時 8月10日(日)
①10時～11時、②11時～12時、③12時～13時、
④13時～14時、⑤14時～15時
- 定員 各時間とも4組（先着順）
- 参加費 800円
- 申込期間 7月13日(日)～31日(日)
- 申込方法 歴史資料館窓口または電話
- 場所 丸尾建築あすかホール創作室

皆さんの学びを応援します

夏休み みんなの学習スペースをオープン

問い合わせ

社会教育課 ☎ 277-1017

暑い夏の学びを応援するため、町内各所に設置する「夏休み みんなの学習スペース」をご紹介します。
夏休みの宿題や受験勉強、資格試験など、暑さに負けず、学びを楽しみましょう。

- 対象者 どなたでも（議場自習室は中学生以上）
- 利用料 無料
- 利用方法 勉強・読書 など
※他の利用者の迷惑になる行為（ゲーム・携帯電話での通話など）はご遠慮ください。
※各場所に掲示している利用の決まりをお守りください。
※利用に関する詳細は、各場所へお問い合わせください。



【町ホームページ
「夏休みみんなの
学習スペース」を
オープンします】



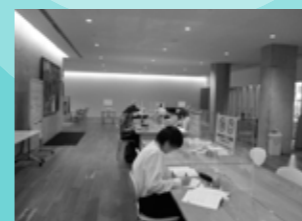
【町ホームページ
高校生ボラン
ティア募集!!】



【ちゃのき
Cafe イン
スタグラム】

	開設場所	開設日程	席数	備考
①	太子町地域交流館 ☎ 277-1017 【鵜 280-1】	毎日 9時～22時（8月18日(日)を除く）	21席	役場交流棟1階交流ラウンジ Wi-Fi有
②	議場自習室(スタディホール) ☎ 277-5995 【鵜 280-1】	7月22日(日)～8月21日(日) 9時～17時 (土日祝を除く)	35席	役場議会棟1階議場 Wi-Fi有
③	ちゃのき Cafe ☎ 275-0220 【太田 1751-1】	毎日 15時～20時 (8月11日(日)～15日(日)を除く)	20席	Wi-Fi有 あすか会と町の協働事業（包括連携協定事業）として設置しています。
④	南総合センター ☎ 277-1102 【塚森 131】	毎日 9時～17時 (土日祝を除く)	15席	1階わかカフェ
⑤	丸尾建築あすかホール ☎ 277-2300 【鵜 1310-1】	7月22日(日)～29日(日) 9時～17時 (7月23日(日)を除く)	26席	2階会議室
⑥	各地区公民館 (斑鳩・石海・太田・龍田) 斑鳩：☎ 277-4550 【鵜 678】 石海：☎ 277-4511 【福地 132-1】 太田：☎ 277-4811 【太田 370-3】 龍田：☎ 276-0044 【佐用岡 388-8】	7月23日(日)～31日(日) 9時～17時 (7月29日(日)を除く)	16席～ 20席	1階会議室 各地区公民館では、子どもの学習（自習）支援や見守りをしていただけの高 生ボランティアを募集しています。応募方法など詳細は、町ホームページをご 覧いただくか、社会教育課までお問い合わせください。

※①、③、④は、年間を通して開設しています。



▲地域交流館



▲議場自習室



▲ちゃのき Cafe



▲南総合センター

国民健康保険税率の決定

問い合わせ
町民課 ☎ 277-1012

～7月中旬に世帯主へ保険税額を通知します～

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、町および県が保険者となり、皆さんに納めていただく国民健康保険税を財源に事業を運営しています。将来にわたり安定的に制度を運営するため、期限内納付へのご理解、ご協力をお願いします。

令和6年度国民健康保険税（ ）は令和5年度

区分	内容	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40歳～64歳)
所得割額	前年所得に応じた額	7.25% (7.14%)	2.70% (2.52%)	2.95% (2.95%)
均等割額	1人あたりにかかる額	29,600円 (28,400円)	10,800円 (9,800円)	12,700円 (11,800円)
平等割額	世帯ごとにかかる額	20,400円 (19,900円)	7,600円 (7,100円)	6,500円 (6,100円)
限度額	1世帯につき1年間に賦課される限度額	65万円 (65万円)	24万円 (22万円)	17万円 (17万円)

※所得割額は加入者全員が対象となり、一人ずつ計算します。
※医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計金額が1年間の保険税額となります。

国民健康保険税の納税義務者について

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が職場の健康保険などに加入している場合でも、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主に対して課税し、納税通知書や保険証の表紙においても世帯主名が記載されます。

納期と納付方法

納付方法には、口座振替やクレジットカード、または納付書などで納める普通徴収と、年金から天引する特別徴収があります。

納付方法 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収 (納期限日)				31	9/2	30	31	12/2	25	31	28	31
特別徴収 (徴収日)	15		14		15		15		13		14	

※納付書で納める場合、金融機関だけでなくコンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリなども利用いただけます。

国民健康保険税の軽減・減免制度

軽減・減免制度を受けるためには、所得の申告が必要です。被保険者および世帯主は必ず申告をしてください。(所得がない場合でも、所得がない旨の申告をしてください。)

●所得の少ない世帯に対する軽減 (申請不要)

前年の所得が一定基準以下の世帯については、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	令和5年中の世帯主、被保険者など(※)の総所得金額
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + (29.5万円 × 世帯に属する被保険者など(※)の数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (54.5万円 × 世帯に属する被保険者など(※)の数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下

※給与所得者など…給与所得者(給与収入が55万円を超える人)と公的年金などの支給を受ける人(65歳未満:公的年金などの収入が60万円を超える人/65歳以上:公的年金などの収入が110万円を超える人)

※被保険者など…被保険者および国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行者

●非自発的失業者に対する軽減 (申請必要)

企業の倒産・解雇など、本人事情でない理由で失業された人は、離職理由により保険税が軽減される場合があります。

●災害、廃業などによる減免 (申請必要)

災害・事業の廃業などによって生活が困難になり保険税が納められなくなった場合には、所得割額が減免される場合があります。

●子育て世代への軽減措置 (申請不要)

義務教育就学前の子どもの均等割が5割軽減されます。

～納め忘れにご注意ください～

納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。また、滞納が続いた場合は延滞金が加算されるほか、次の処分を行うことがあります。

- ①有効期限の短い健康保険証(短期被保険者証)の交付
- ②給付が制限され、医療費が一時的に全額自己負担となる資格証明書の交付
- ③財産の差し押さえ

連携と協力を進めていきます

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と町との「地域創生に関する包括連携と協力に関する協定」の締結

問い合わせ
企画政策課 ☎ 277-5998

この度、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と太子町において、地域創生に関する包括連携と協力に関する協定を締結しました。

今後、本協定に基づき、子育て・教育支援などの分野において、相互の連携を強化し町民サービスの向上と地域活性化を推進していきます。

●協定に基づく連携・協力内容

- ・地域・暮らしの安心・安全に関すること
- ・防災・災害対策に関すること
- ・産業振興・中小企業支援に関すること
- ・子育て・教育支援に関すること
- ・観光振興に関すること
- ・その他必要な事項



◀寄附目録贈呈の様子【左から】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 神戸支店長 中澤さん、同社 姫路第二支社担当者 横田さん(太子町出身)、沖汐町長



▲協定書交換の様子

また、同社より企業版ふるさと納税制度を活用した寄附をいただきました。寄附金は、今後、子育て・教育支援に関する人づくり事業に活用する予定です。本当にありがとうございました。



▲体験授業の様子

更新とマイナ保険証への一体化についてご案内します

国民健康保険被保険者証について

問い合わせ
町民課 ☎ 277-1012

●被保険者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日です。

保険税の滞納など特別な事情がなければ、7月中旬に被保険者証を送付します。8月1日以降は、新しい被保険者証で受診してください。

なお、70～74歳までの人は、被保険者証に医療費の負担割合が記載されています。

また、8月2日以後に70歳になる人は、被保険者証の有効期限が誕生月の月末となりますのでご注意ください。

●被保険者証がマイナ保険証に一体化されます

マイナンバー法等の一部改正法により、従来の被保険者証は令和6年12月2日頃に新規発行が終了します。

被保険者証の発行終了後は、原則マイナ保険証(被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード)を利用していただくこととなります。

ただし、7月に送付される新しい被保険者証は令和7年7月31日頃まで使用できますので、被保険者証の発行終了後も、有効期限までは廃棄せずにお持ちください。

マイナ保険証をお持ちでないなどの人には、「資格確認書」を交付する予定です。「資格確認書」により医療機関などで引き続き受診できます。

後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ

町民課 ☎ 277-1012

県後期高齢者医療広域連合 ☎ 078-326-2021

新しい被保険者証の送付

被保険者証の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(日)からは新しい被保険者証(7月中に送付)で受診してください。
※マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日(日)以降は、現行の被保険者証や限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証は廃止され、マイナ保険証(被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード)でのオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行されます(マイナ保険証をお持ちでないなどの人へは「資格確認書」の交付が予定されています)。

医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額について

●負担割合と自己負担限度額など

所得区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)
		個人ごと(外来のみ)	世帯ごと(外来+入院)	
現役並み所得者	Ⅲ 同一世帯に、住民税課税所得額690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円>(※3)		490円(※4)
	Ⅱ 同一世帯に、住民税課税所得額380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円>(※3)		
	Ⅰ 同一世帯に、住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人(※1・2)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>(※3)		
一般	Ⅱ 以下の①②の両方に該当する人 ①同一世帯に、住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる人 ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」が以下の場合 ・被保険者が1人:200万円以上 ・被保険者が2人以上:合計320万円以上	18,000円 または 6,000円+(総医療費-30,000円)×10% の低い金額を適用	57,600円 <多数回44,400円>(※3)	490円(※4)
	Ⅰ 同一世帯に、住民税課税所得額28万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいない人または上記①に該当するが②には該当しない人	18,000円		
低所得者	Ⅱ 世帯員全員が住民税非課税である人	8,000円	24,600円	230円 [180円] (※5)
	Ⅰ 世帯員全員が住民税非課税で、かつ各所得額(公的年金等控除額は80万円として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して、それぞれ計算)が0円の人	8,000円	15,000円	110円

- ※1 次のいずれかに該当する場合は、申請により「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」の区分になります。なお、対象となる可能性がある人には申請書を送付しています。
【同一世帯の被保険者が1人の場合】
被保険者の前年の収入額が383万円未満または同一世帯に70歳以上75歳未満の人がおり、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の前年の収入合計額が520万円未満
【同一世帯に被保険者が2人以上の場合】
被保険者全員の前年の収入合計額が520万円未満
- ※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除後の総所得金額などの合計額が210万円以下であれば、「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」の区分になります。
- ※3 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。
- ※4 指定難病患者の人は280円です。
精神病床へ平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して入院されている人で、引き続き何らかの病床に入院されている人は、当分の間260円に据え置かれます。
- ※5 過去12ヵ月以内に「低所得者Ⅱ」区分の入院日数が90日を超える場合は、申請により91日目からの額が180円となります。

被保険者証またはマイナンバーカードを保険医療機関などの窓口で提示すれば、左表の「一部負担金の割合」の支払いで治療を受けることができます(マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、マイナポータルから利用申込が必要です)。

また、同一の医療機関で1ヵ月の医療費の一部負担金が高額になったときは、「自己負担限度額(月額)」までの支払いとなります(同一の医療機関でも入院・外来・歯科は別々に計算します)。ただし、「所得区分」が「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の人は「限度額適用認定証」の提示がなければ、前者は「一般Ⅰ」、後者は「現役並み所得者Ⅲ」の「自己負担限度額(月額)」までを支払い、後日、その差額が高額療養費として支給されます(オンライン資格確認を受けて、限度額適用区分の確認に同意しない場合も含まれます)。

なお、令和4年10月1日から3年間は、負担割合が2割となる人について、入院の医療費を除く1ヵ月の外来の自己負担額の増加額を3,000円までに抑える配慮措置を適用しています。

後期高齢者医療保険料決定通知書の送付

7月中旬に令和6年度の保険料額決定通知書を送付します。

令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について改正が行われました

子育てを全世代で支援するため、また、高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、後期高齢者医療制度の保険料について、次のような改正が行われました。

- ・後期高齢者医療制度が、出産育児一時金にかかる費用の一部を支援する仕組みを導入
- ・後期高齢者一人当たりの保険料の伸び率を現役世代の一人当たりの「後期高齢者支援金」の伸び率に合わせる(後期高齢者負担率を引き上げる見直し)

これらにより、後期高齢者が負担する保険料は増加することとなります。

制度改正により増加する保険料は賦課限度額や所得割率を引き上げる形で負担能力に応じた負担としつつ、負担の急激な増加を和らげるため、令和6年度に限り一部の人に激変緩和措置(下記「保険料の計算方法」の※3、※4参照)が講じられています。

保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料(年額)を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直されます。令和6年度の保険料率は以下のとおりです。

【均等割額】 52,791円	+	【所得割額】 (令和5年中(1~12月)の総所得金額など(※1)-基礎控除額43万円(※2))×所得割率11.24%(※3)	=	令和6年度保険料額 (上限80万円(※4))
-------------------	---	---	---	---------------------------

- ※1 総所得金額などは収入額から控除額(公的年金など控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額などの所得控除額は含みません)を引いた金額です。
- ※2 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。
- ※3 激変緩和措置として、総所得金額などから基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円(年金のみの場合:年金収入額が211万円)以下の場合の所得割率は、10.32%です(令和6年度に限る)。
- ※4 激変緩和措置として、昭和24年3月31日までに生まれた人および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された人の上限は、73万円です(令和6年度に限る)。

保険料の納付方法

①年金からのお支払い(特別徴収)

手続きの必要はありません。また、口座振替による支払いに変更が可能です。

②口座振替や納付書でのお支払い(普通徴収)

7月から翌年3月まで毎月納付ください。

●対象者

年金の受給額が年額18万円未満の人

後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える人

7月22日～28日は肝臓週間です
7月28日は「世界・日本肝炎デー」

- 肝炎とは**
 肝臓の細胞が破壊され炎症を起こしている状態。原因として、ウイルスによるもの・薬によるもの・アルコールによるもの・自己免疫によるものがあります。
- 肝臓の働き**
 - ・身体に必要な栄養を作る
 - ・毒素やアルコール、薬などを分解する
 - ・空腹時でも働けるようにエネルギーを蓄える
 - ・脂質の吸収を助ける
 ※その他併せて500種類以上の働きがあります
- 肝臓の機能が悪化すると**
 肝硬変やがんになることがあります
- 肝臓を大切にするために**
 - ・食べ過ぎ、飲み過ぎに気を付けましょう
 - ・バランスのとれた食事を摂りましょう
 - ・適度に運動をしましょう
 - ・健診、肝炎ウイルス検診を受けましょう

問 さわやか健康課 ☎ 276-6630

気軽にご参加ください
成年後見・くらしなんでも相談会

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳を傷つけられないように法律面や生活面でご本人を支援するしくみです。
 相談会では、任意後見制度を含む成年後見制度に経験豊富な司法書士が本人、その家族などの不安や相談にお応えします。

- 日時** 7月16日(木) 14時～16時
 (1件につき、30分程度を目安)
- 場所** 役場 A301 会議室
- 相談料** 無料
- 申込方法** 7月9日(木)までに電話またはFAXにて申込
- 申込先** 西播磨成年後見支援センター

問 西播磨成年後見支援センター
 ☎ 0791-72-7294 FAX 0791-72-7224

おめでとうございます
太子町長寿祝金支給事業

長寿をお祝いするために、町からお祝金をお贈りします。対象者には7月に個別通知し、お祝金は通知書同封の届出書に記入された口座に支給します。

- 対象**
 - ① 77歳(昭和21年9月17日～昭和22年9月16日生まれ)で町内に住所を有する人
 - ② 88歳(昭和10年9月17日～昭和11年9月16日生まれ)で町内に住所を有する人
 - ③ 100歳を超える人(大正13年9月16日以前生まれ)で、町内に住所を有する人
 ※令和6年度中に100歳祝金を受給する人を除く

●**支給額**

年齢	金額
77歳	1万円
88歳	2万円
100歳を超える人	2万円

※基準日は9月16日(木)です。

問 高年介護課 ☎ 276-6639

ぜひご活用ください
介護用品支給事業

下記の対象者に紙おむつなどの介護用品を支給しています。希望する場合は申請してください。

- 対象**
 町内に住所を有し、住所地に居住する要介護4・5の在宅の要介護認定者で、当該年度町民税非課税世帯の人
 ※上記対象者の同居する別世帯員の課税状況も判定に含みます。
- 事業内容**
 年間75,000円(支給対象期間が12月に満たない場合は、支給月数に6,250円を乗じた額)を上限に紙おむつなどの介護用品を支給します。
 ◆支給対象の介護用品
 1. 紙おむつ
 2. 尿取りパット
 3. 使い捨て手袋
 4. 清拭剤
 5. ドライシャンプー など

問 高年介護課 ☎ 276-6639

意見をお寄せください
区域区分の見直しに係る町素案の閲覧

現在、兵庫県では中播磨都市計画区域の区域区分(市街化区域および市街化調整区域)の見直しを検討しています。

この度、町素案がまとまりましたので、閲覧に供します。意見がある人は閲覧期間中に意見書を提出することができます。

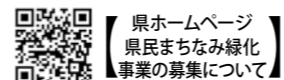
- 閲覧期間**
 7月8日(木)～26日(土)(土日祝を除く)
- 閲覧場所**
 まちづくり課
- 意見書の提出**
 意見の要旨を具体的に示し、住所・氏名・電話番号を記載した文書(様式は問いません)を閲覧期間中にまちづくり課に持参または郵送してください。
 ※郵送の場合は期間内必着とします。

問 まちづくり課 ☎ 277-5992

緑化活動を支援します
県民まちなみ緑化事業の募集

兵庫県では、自治会や地域住民の皆さんが行う植樹や芝生化などの緑化活動を支援する「県民まちなみ緑化事業」を実施しています。

- 対象事業**
 - ① 一般緑化(植樹、生垣の設置など)
 - ② 校庭・ひろばの芝生化
 - ③ 建築物の屋上・壁面の緑化
 - 対象規模**
 - ①②の申請者が住民団体：30㎡以上
 - ③および①②の申請者が個人・法人：
 - 人口集中地区内 30㎡以上
 - 人口集中地区外 100㎡以上
 - 申請期限** 11月29日(木)
 - 問い合わせ先**
 - ・対象事業①②について
 姫路土木事務所まちづくり建築第1課 ☎ 281-9313
 - ・対象事業③について
 兵庫県都市政策課 ☎ 078-362-3563
- ※詳細は、県ホームページをご確認ください。



県ホームページ
 県民まちなみ緑化
 事業の募集について

問 まちづくり課 ☎ 277-5992

誰もが地域で安心した生活を送れるために
市民後見人養成研修【基礎研修】

問い合わせ
 西播磨成年後見支援センター
 ☎ 0791-72-7294 FAX 0791-72-7224

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分でない人を保護・支援する制度です。社会貢献活動に理解と意欲のある市民(町民)に、本人がその人らしく地域で安心した生活を送れるよう、後見活動を担ってもらう市民後見人養成研修の基礎研修を開催します。

- 日時**
 - 1日目 7月25日(木) 9時30分～16時30分
 - 2日目 8月1日(木) 10時～16時30分
 - 3日目 8月8日(木) 10時～16時30分
 ※日程変更、中止となる場合は、参加者に直接連絡します。
 - 場所** たつの市役所新館4階大会議室(たつの市龍野町富永1005-1)
 - 参加費** 無料
 - 対象**
 - 次の①～④の全ての要件を満たす人
 - ① 相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町に在住の人
 - ② 社会貢献活動に理解と意欲があり、地域福祉に関心がある人
 - ③ 3日間の研修の全てに参加できる人
 - ④ 25歳以上69歳以下(令和7年4月1日時点)の人
 - 申込方法**
 西播磨成年後見支援センターに電話またはFAXで申し込み
 - 申込期限**
 7月5日(木)
- ※市民後見人候補者として当センターにバンク登録をするためには、養成研修のすべてのカリキュラムを修了する必要があります。基礎研修修了後は、市民後見人候補者をめざし、実践活動研修およびフォローアップ研修へと進むか、または基礎研修のみで終了し、学んだ内容を日常生活や地域活動に活かすかを選択できます。



町職員の給与

●問い合わせ
総務課 ☎277-1010

町職員の給与は、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に準じて条例案を作成し、町議会の議決を経て決定します。行政の透明性を確保し、まちづくりへのご理解をいただくため、給与などの概要をお知らせします。給与・定員管理などの詳細は、町ホームページでご覧いただけます。

①人件費(普通会計令和4年度決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和4年度	33,773人	12,703,669千円	297,860千円	1,810,307千円	14.2%

令和3年度の人件費率は13.1%です。

②職員給与費(普通会計令和4年度決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和4年度	179人	626,750千円	102,936千円	226,764千円	956,450千円	5,343千円

③ラスパイレス指数(各年4月1日現在)

平成30年	令和5年
97.7	97.2

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

④一般行政職給料表の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	150,100円	198,500円	234,400円	266,000円	290,700円	319,200円
最高号給の給料月額	247,600円	304,200円	350,000円	381,000円	393,000円	410,200円

⑤職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
太子町	38.3歳	288,700円	352,512円	312,141円
兵庫県	43.0歳	324,400円	420,481円	377,207円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円

●(幼稚園)教育職(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太子町	38.3歳	301,230円	329,234円
兵庫県	41.3歳	358,900円	419,266円

- ◎平均給料月額 令和5年4月1日現在における職員の基本給の平均。
- ◎平均給与月額 給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの。
- ◎平均給与月額(国ベース) 国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないため、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

⑥職員の初任給

区分	太子町	兵庫県	国	
一般行政職	大学卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高校卒	158,900円	158,900円	154,600円
技能労務職	高校卒	161,500円	151,900円	—

⑦職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

区分	経験年数				
	10~11年	19~21年	25~26年	29~33年	
一般行政職	大学卒	258,975円	345,100円	379,825円	405,000円

経験年数に該当する職員数は、各区分3人以下のため、近似の経験年数について記載しています。

⑧一般行政職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	部長・課長	17人	13.1%
5級	副課長	18人	13.8%
4級	係長・主任主査	19人	14.6%
3級	主査	32人	24.6%
2級	主事	20人	15.4%
1級		24人	18.5%

- ◎太子町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- ◎標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑨期末手当・勤勉手当

太子町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,272千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,715千円	—
(令和4年度支給割合)		
期末手当24(1.35)月分 勤勉手当2.0(0.95)月分	期末手当24(1.35)月分 勤勉手当2.0(0.95)月分	期末手当24(1.35)月分 勤勉手当2.0(0.95)月分
(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

*期末・勤勉手当の支給月数は一般職員分であり、()内は再任用職員分です。

⑩退職手当

太子町	(令和5年4月1日現在)		
	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	6,428千円		

国	(令和5年4月1日現在)		
	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		

退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

⑪その他の手当

手当名	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
内容および支給単価	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者・父母等6,500円 ②子10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 ①家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ②家賃27,000円超え (家賃額-27,000円)× 1/2+11,000円 (支給限度額28,000円)	通勤のため交通機関等を利用している職員または自動車等を使用している職員に支給 ①交通機関等利用者 運賃等相当額 (支給限度額55,000円) ②自動車等の使用者 使用距離に応じて支給2,000円~31,600円	管理または監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給 部長相当職 67,000円 課長相当職 56,000円 副課長相当職33,000円	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円
国の制度との異同および国の制度と異なる内容	同じ		異なる (俸給の特別調整額) 管理または監督の地位にある職員の官職のうちその職務の特殊性に基づき、人事院規則で指定する職にある者に対して支給 39,700円~139,300円	同じ	
令和4年度決算	支給実績 16,468千円	10,259千円	6,965千円	23,460千円	972千円
支給職員1人当たり平均支給年額	247,536円	304,260円	74,748円	521,328円	6,193円

⑫特別職の報酬等

区分	給料月額等
給料	町長 712,000円(890,000円)
	副町長 657,000円(730,000円)
	教育長 621,000円(675,000円)
報酬	議長 390,000円
	副議長 300,000円
	議員 271,000円
期末手当	町長、副町長、教育長 (令和4年度支給割合) 6月期2.1月、12月期2.2月、計4.3月
	議長、副議長、議員 (令和4年度支給割合) 6月期2.1月、12月期2.2月、計4.3月
退職手当	(算定方式) (1期の手当額)(支給時期)
	町長 71.2万円×在職月数×0.40 1,367万円 任期毎
	副町長 65.7万円×在職月数×0.24 757万円 任期毎 教育長 62.1万円×在職月数×0.18 402万円 任期毎

- ◎町長は20%、副町長は10%、教育長は8%給料を減額しています。()内は減額を行う前の金額です。
- ◎退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給額に基づき、1期(4年=48月/教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。(退職後に他の官職に任用される場合、記載どおり支給されないこともあります。)

⑬年齢別職員構成

区分	20歳未満	20~23歳	24~27歳	28~31歳	32~35歳	36~39歳	40~43歳	44~47歳	48~51歳	52~55歳	56~59歳	60歳以上	計
職員数	3	15	25	27	22	27	21	16	29	16	9	0	210人

⑭特殊勤務手当

(令和5年4月1日現在)	
支給実績(令和4年度決算)	44千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	5,500円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	4.4%
手当の種類(手当数)	4種類
代表的な手当の名称	主な支給対象職員 主な支給対象業務 支給単価
犬・猫死体処理手当	当該業務に従事する職員 犬・猫死体処理に従事したとき 1件につき1,000円

⑮時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	43,477千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	337千円

⑯部門別職員数と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	業務体制の見直しなどによる減員
		総務	50	48	
		税務	12	12	
		農林水産	8	8	
		商工	2	2	
		土木	17	16	
	教育部門	民生	31	31	業務体制の見直しなどによる減員
		衛生	10	10	
		計	134	131	
		小計	182	179	
公営企業等	水道	8	8	業務体制の見直しなどによる増員	
	下水道	5	5		
	その他	17	18		
	小計	30	31		
合計		212 (263)	210 (263)	△2 (0)	参考人口1万人当たり職員数62.1人

職員数は一般職に属する職員数です。また、()内は、条例定数の合計です。

ぜひご確認ください

町ホームページの有料広告を募集しています

問い合わせ

企画政策課 ☎ 277-5998

地域経済の活性化や町民の皆さんに幅広い生活情報を提供するため、町ホームページに掲載する企業やお店の広告を募集しています。

●広告掲載料（1枠あたり）

5,000円/月・28,500円/6か月（5%割引）・54,000円/1年（10%割引）

※同一申込者の複数枠掲載はできません

●掲載期間

1カ月単位、最長12カ月まで

●広告の大きさ

縦50ピクセル 横150ピクセル

●掲載場所

町ホームページのトップページ下部および上部バナーの2箇所

※上部バナーへの掲載はパソコン版のみ

●その他

太子町ホームページ有料広告掲載に関する要領などに基づく審査があります。また、広報たいしにおける有料広告事業も実施しています。詳細は町ホームページをご覧ください。



トップページ上部バナー



トップページ下部



町ホームページ
有料広告

一緒にまつりを盛り上げませんか？

太子あすかふるさとまつりの ステージ出演者を募集

申し込み・問い合わせ

太子あすかふるさとまつり実行委員会(産業経済課内)
☎ 277-5993

11月3日(日)開催予定の「太子あすかふるさとまつり」を地域の皆さんに一層親しまれる祭りとし、盛り上げるため、ステージイベントの出演団体を募集します。

●申込条件

- ・だれもが楽しめるものであること
- ・太子町内で活動されている団体もしくは団体の半数以上が太子町内在住であること
- ・思想・宗教の宣伝・営利を目的とする活動や公序良俗に反するものでないこと

●注意事項

- ・1団体につき、持ち時間は最大15分とします。
- ・参加される団体は、ステージで機材の運搬とステージ運営の補助をお願いします。

●申し込みの流れ

- ①実行委員会に申込書を提出
※団体の活動内容が分かる資料を併せて提出してください(動画可)。
- ②申込期間終了後、内容を実行委員会において抽選(必要に応じてヒアリング)を行い、出演いただく団体を決定します。
※8月上旬に申込者全員に結果をご連絡します。
※応募内容の詳細事項、申込書様式は町ホームページに掲載しています。

●申込期限

7月19日(金) 17時



町ホームページ
太子あすかふるさと
まつりのステー
ジ出演者募集



▲昨年のステージイベントの様子

人権一口メモ

自覚なき差別

No.266 問 社会教育課

本年度の住民学習会で活用していた「人権啓発映画」言葉があるから…」を紹介しました。この映画は、広報たいし5月号の人権一口メモに掲載した、「自覚なき差別」がテーマです。無自覚なまま加害者になってしまわないためにどのようなことが大切なのか、登場人物たちと共に考えていく内容となっています。

映画の主人公は、この作品の中で、さまざまな言動(「日本人女性は優しい」、「若いのもったいない」など)に違和感を覚えます。そんなある日、「マイクログレッション(小さな攻撃性)」という言葉に出会った主人公は、日頃感じていたさまざまな違和感がこの言葉に関係していると気付きます。それと同時に、そのような言動を自分もしている可能性があると感じ、どうすればよいか考え、行動に移す姿が描かれています。属性にとらわれず、ありのままのその人と向き合う大切さについて、映画を通して学んでいける映像教材となっています。

「人権」は、日常の何気ない人々との関係性の中にも、(当然ですが)存在します。しかしながら、普段は当たり前で理解していることですが、家族や友人、同僚などの近く親しい関係性においては、相手を一人の人間として尊重する意識がおろそかになってしまふことがあります。そして、そのような形式ばらない場でも、あからさまな差別表現でなくとも、無自覚に相手の尊厳を傷つけてしまうことがあるのです。

このような「マイクログレセッション」の背景には、国籍や人種、性別、性的指向など、特定の属性の人たちへの軽視や偏見が隠れていることがあります。そして、それらの偏見は、社会で暮らしていく中で、知らず知らずのうちに刷り込まれてきたものだと言えるでしょう。

本映像教材は、自分の中に潜む無自覚の差別について、改めて問い直すことができ、内容となっています。ぜひ、住民学習会で活用いただき、職場や家庭内で「人権」について話し合うきっかけとして役立てていただければと思います。

子どもたちの笑顔をつくりませんか

学校支援ボランティアの募集

学校支援ボランティア活動は、ボランティア登録した地域住民が小中学校の要望に応じて学校を支援する活動です。地域の子どもや学校のために登録してみませんか。

●活動内容

- ・学習支援…子どもの学習活動を効率よく進めるために、先生の授業を補助します。
- ・環境支援…学校の環境美化のために施設の清掃活動や草刈りなどを行います。
- ・見守り活動…登下校や放課後運動場の見守りを行います。

●申込方法

申請書・本人確認書類写しを社会教育課窓口へ提出



▲ボランティア活動の様子

問 社会教育課 ☎ 277-1017

5月臨時会で決定しました

令和6年度議会組織の一部変更

◎委員長 ○副委員長

広報広聴委員会

◎吉田 智子 ○出原 賢治 堀 卓史
中藪 清志 玉田 晶久 山本 順久
揖龍保健衛生施設事務組合議会議員
堀 卓史 中藪 清志 出原 賢治

西はりま消防組合議会議員

森田 哲夫 桑名 幸夫
都市計画審議会委員

玉田 正典

民生委員推薦会委員

山本 順久

国民健康保険運営協議会委員

中島 貞次 玉田 晶久

社会福祉協議会評議員

藤澤 元之介

民主化推進協議会理事

北川 嘉明

中小企業・小規模企業振興協議会委員

吉田 智子

太子町地域公共交通会議委員

首藤 佳隆

問 議会事務局 ☎ 277-5995

マイナンバーカードの申請受付中です
町民課窓口でマイナンバーカードの申請サポートをしています。また、来庁が困難な場合は自宅へお伺いすることもできます。詳細は町民課へお問い合わせください。

開庁時間 平日 8時30分～17時15分

毎日6時30分から23時まで、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアなどで取得できます。※戸籍のみ8時30分から17時まで

電話番号

問い合わせ ☎277-1010 FAX276-3892

企画政策課	277-5998
総務課	277-1010
財政課	277-5996
税務課	277-1014
収税管理室	277-5700
町民課	
戸籍係	277-1011
(マイナンバーカード)	277-1008
保険係・国民年金係	277-1012
生活環境課	277-1015
社会福祉課	277-1013
高年介護課	
介護保険係	276-6715
高年福祉係(地域包括支援センター)	276-6639
さわやか健康課	276-6630
産業経済課	277-5993
まちづくり課	277-5992
上下水道事業所	
上水道	277-3241
下水道	277-5991
会計課	277-5990
議事事務局	277-5995
教育委員会管理課	277-1016
教育委員会こどもえがお課	277-1019
教育委員会社会教育課	277-1017
教育委員会文化推進課	277-2300

人口と世帯

6月1日現在

人口	33,471人 (+1)
男	16,409人 (△7)
女	17,062人 (+8)
世帯数	14,230世帯 (+14)

※()内は前月比

納期

期限内に納めましょう。

◆納期限 7月31日(日)

- ◎税務課 固定資産税(2期)
- ◎町民課 国民健康保険税(1期) 後期高齢者医療保険料(1期)
- ◎高年介護課 介護保険料(1期)

※納付には便利で安心な口座振替をご利用ください。

マイナンバーカード 休日申請・交付窓口のご案内

問 町民課
平日に来庁できない人のために、マイナンバーカードの申請受付と交付を行います。

●日時
7月28日(日) 9時～11時30分

●場所 町民課

※カードの受け取りは予約制となります。受取日時を電話で予約いただき、本人が窓口までお越しください。

国民年金保険料免除の申請 問 町民課

所得が少ないなどの理由により保険料を納付することが困難な人には、申請により所得状況などを審査した上で、保険料が免除(全額、4分の3、半額、4分の1)、または猶予される制度があります。これは原則として毎年度申請が必要です。

●受付開始 7月1日(日)～
●免除期間 7月(令和7年)6月
●申請先 申請先

町民課または姫路年金事務所(姫路市北条1-250)に必要なもの
●基礎年金番号通知書、失業を理由とするときは雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

第3回介護予防講座の受講者募集

問 太子町社会福祉協議会
☎276-4111

高齢者が要介護状態になることを予防し、できるだけ自立した生活を送れるよう、年8回にわたり介護予防講座を実施します。第3回目の受講者を募集します。

●テーマ
オーラルフレイル予防
～お口の健康が全身の健康にもつながる～

●日時
7月25日(日)13時30分～15時(受付13時)

●場所
保健福祉会館保健指導室
講師 歯科衛生士

●定員 30人(町内在住の65歳以上の人) ※先着順
●参加費 無料
●申込先 太子町社会福祉協議会(電話または窓口)
●申込期間 7月8日(日)～19日(日)(土日祝除く)

都市計画変更案の縦覧 問 まちづくり課

中播都市計画の変更に伴い、次のとおり変更案を縦覧します。意見がある人は縦覧期間中に意見書を提出することができます。

●縦覧期限 7月9日(日)
●縦覧する都市計画案 中播都市計画ごみ焼却場の敷地の変更
●縦覧場所 まちづくり課
●意見提出できる人 住民および利害関係者

問 教育(就学)相談会 問 管理課

縦覧する都市計画案
中播都市計画ごみ焼却場の敷地の変更
●縦覧場所 まちづくり課
●意見提出できる人 住民および利害関係者

令和7・8年度就学予定の幼児と就学中の児童の保護者を対象に、適切な就学に向けた相談会を開催します。気軽にご参加ください。

●日時
8月6日(日)10時～11時30分(受付は9時30分)

●場所
役場行政棟3階ホール

●申込方法
管理課または各小学校・幼稚園・保育園所・認定こども園へ電話申込
●申込期限 7月31日(日)まで

進路相談会(特別支援) 問 管理課

特別な支援を受けて、中学校・高等学校・特別支援学校へ進学予定の児童・生徒の保護者を対象に、適切な進学に向けた相談会を開催します。

●日時
8月6日(日)13時30分～15時(受付は13時)

●場所

役場行政棟3階ホール
●申込方法
管理課または各小学校・中学校へ電話申込
●申込期限 7月31日(日)まで

はらっぱステージ ウクレレ ふれあいコンサート

問 社会教育課
スウィングアロハ太子によるウクレレふれあいコンサートを開催します。どなたでも無料で鑑賞できます。

●日時
7月7日(日)13時

●場所
地域交流館はらっぱ「交流ラウンジ」

小児慢性特定疾病 受給者証の更新

問 龍野健康福祉事務所
☎0791-63-5139

●対象
10月31日(日)まで有効な受給者証を持つている人で、有効期限以降も引き続き受給

者証の交付を希望し、11月1日(日)時点で満20歳未満の人。

●受付期間
7月1日(日)～8月30日(金)
※10月31日(日)まで受付は可能ですが、新しい受給者証の発送は、11月1日(日)以降となりますので、ご注意ください。

※更新手続きのご案内は、更新受付開始日までに、各受給者宛にお送りします。案内が更新受付開始日までに届かない場合は、ご連絡ください。

登録統計調査員を募集 問 企画政策課

国や県では、人口や経済の実態を把握するため、「国勢調査」や「経済センサス」などのさまざまな統計調査を実施

しています。これらの調査によつて作成された統計資料は、国や地方自治体がさまざまな施策などを企画立案する上で、重要な資料の一つとして利用されています。統計調査員とは、これらの各種統計調査の資料作成において、基本となる調査票の配布・回収を行っているただ一人をいいます。

町では、各種統計調査に統計調査員として従事していただける人を募集します。

●内容
①説明会への出席
②調査対象(世帯や事業所)への調査票の配布・回収
③回収した調査票の検査・整理

●報酬 2.5～4万円
※調査の種類や従事日数により異なります。

●要件
①～③全ての要件を満たす人

中・西播磨の写真、短歌、俳句 作品募集

問 西播磨文化会館
☎0791-75-3663

より多くの県民に文化事業について周知し、多くの作品を出品してもらうを通して、芸術文化が県民の暮らしに息づき、人や地域を元気にする社会の実現を図る取組として、次の3事業の作品を募集します。詳細は西播磨文化会館ホームページをご覧ください。

①第44回西播磨ふるさと写真展
●募集期間 7月1日(日)～31日(日)
●対象 誰でも(作品は中・西播磨地域を撮影した未発表のもの)

②令和6年度西播磨短歌祭
●募集期間 7月1日(日)～9月6日(日)
●対象 中・西播磨地域に在住、在勤または歌会に所属する人

③令和6年度西播磨俳句祭
【一般】
●募集期間 7月1日(日)～8月20日(日)
●対象 中・西播磨地域に在住、在勤または句会に所属する人

【学生】
●募集期間 7月1日(日)～9月6日(日)
●対象 中・西播磨地域の中学校、高校、特別支援学校に在学している人

●提出先 西播磨文化会館(たつの市新宮町宮内458-7)

①20歳以上で、責任を持つて調査事務を行える人
②調査上知りえた秘密を守れる人
③税務、警察、選挙、暴力団などに関わりのない人

【応募方法】
企画政策課および町ホームページに備え付けの「調査員登録申請書」意向確認書「誓約書」を企画政策課窓口へ提出

問 サマージャンボ宝くじ (公財) 県市町村振興協会
☎078-954-6020

宝くじの収益金は、各都道府県の販売実績などに応じ、

その地域のまちづくりのために配分・活用されます。

宝くじを買う際は、県内の売り場またはインターネットでお買い求めください。

●販売期間 7月8日(日)～8月8日(日)
●抽選日 8月23日(日)

●抽選日 8月23日(日)

●抽選日 8月23日(日)

●抽選日 8月23日(日)

7月16日(日)～25日(日)
●第1次試験 9月22日(日)
●第2次試験 8月22日(日)～9月4日(日)
●受付期間 8月22日(日)～9月4日(日)
●第1次試験 10月26日(日)および27日(日)
●試験地【共通】 神戸市など

※会場は試験ごとに変更になることがあります。詳細は、海上保安官採用サイトをご確認ください。

NEWS

兵庫県立粒子線医療センター WEB 講演会参加者募集

問 兵庫県立粒子線医療センター
☎0791-58-0100

兵庫県立粒子線医療センターでは毎月、患者さん向けのWEB講演会を開催しています。治療に悩まれている人、身近に悩んでいる人がおられる人はぜひ、講演会への参加をお待ちしています。どなたでも無料でご参加いただけます。

開催日時や申込方法など詳細は、兵庫県立粒子線医療センターのホームページをご覧ください。

丸尾建築あすかホール ☎ 277-2300

三世代ライブ館 入場無料
こども劇場「ハンドベルと歌とお話し」
日時 7月7日回 開演 10時30分～
場所 丸尾建築あすかホールミニシアター
出演者 セイ♥マンマ
ハンドベル「風の通り道」や合唱「Ale Ale Ale」、
ペープサート「おきがえばくだん」、音楽紙芝居「お
むすびころりん」、アフリカ生まれの楽器カリン
バ演奏「となりのトトロ」その他。アミューズメ
ントパークのような楽しさを味わってください。

第8回太子吹奏楽祭 入場無料
日時 7月14日回開場 13時～ 開演 13時30分～
場所 丸尾建築あすかホール大ホール
出演者 那波中学校吹奏楽部、飾磨東中学校吹奏楽部、
太子東中学校吹奏楽部、太子西中学校吹奏楽
部、太子高等学校吹奏楽部、たいしウインド
アンサンブル、姫路ウインドアンサンブル

住民参加型写真体験教室 申込受付中
写真体験教室の参加者を募集しています。初めて
の人でも気軽に取り組みます！町内4屋台(鵜、糸井、
町与、田中)の写真撮影に挑戦してみませんか！！
日時 8月17日回 14時～15時30分
場所 丸尾建築あすかホール2階会議室
内容 座学
対象 町内在住、在勤の人
募集人数 10人(先着順)
講師 文化協会写真部
参加費 無料
持ち物 デジタルカメラ(スマホ不可)
申込方法 電話または窓口(休館日を除く)
教室の集大成として、参加者が撮影した町内4
屋台の写真の展示会を11月20日回から27日回
の期間、あすかホールロビーにて行う予定です。

子育て支援センター『ひまはび』 ☎ 277-3880 ☎ 080-8501-1146

まちの子育てひろば「にこにこ」
日時 7月18日回 10時30分～11時30分
場所 子育て支援センター「ひまはび」
対象 未就学児とその保護者
定員 10組(先着順)
持ち物 飲み物、タオル
申込受付 7月5日回 9時30分～(電話申込)
先着順の受付ですが、クラブ員以外の
一般の人が優先になります。
※当日の午前中はセンターの一般開放はありません。

よちよちみずあそび 雨天中止
日時 8月1日回、7日回、22日回、28日回
各日とも①10時～10時30分、②10
時45分～11時15分
場所 子育て支援センター「ひまはび」
対象 0～2歳の子どもとその保護者
定員 各日時とも5組ずつ(先着順)
持ち物 体拭きタオル、帽子、着替え、飲み物、ビー
チサンダル(保護者のみ)
内容 プールには入らずに水遊びをします
申込受付 7月5日回 9時30分～(電話申込)

町民体育館 ☎ 277-4800 ・ 総合公園体育施設 ☎ 277-2296

第47回スポーツ少年団大会
日時 8月24日回・25日回 9時～
場所 総合公園 陸上競技場・町民グラウンド、
町民体育館 アリーナ・武道場 ほか
第35回ひまわりカップソフトテニス大会
日時 8月27日回 9時～
場所 総合公園 テニスコート
第52回空手道選手権大会
日時 9月8日回 9時～
場所 町民体育館 アリーナ

第49回グラウンドゴルフ大会
日時 9月14日回 9時～
場所 総合公園 町民グラウンド
第84回社会人野球大会
日時 9月15日回 9時～
場所 総合公園 町民グラウンド
第73回家庭婦人9人制バレーボール大会
日時 9月15日回 9時～
場所 町民体育館 アリーナ

暮らしの 情報館

NEWS

太子町赤十字奉仕団員の募集

「人間を救うのは人間だ!」のスローガンのもと、日本
赤十字社は皆さんからの募金や社資などの活動資金をもとに、人間のいのちと健康、尊厳を守ることを目的とし
て、国内、海外での災害時の救護活動や被災者支援活動、
ボランティアの支援などを行っています。
町では赤十字の精神に基づき、地域に根差したボラン
ティア活動を行う「赤十字奉仕団」の団員を募集してい
ます。
ボランティアが初めての人、時間が限られている
人でも、困っている人や地域のために何かしたいと
いう思いがあれば、災害時の救護活動、救急法など
を共に学び、活動してみませんか。

●申込先 社会福祉課



【町ホームページ】
赤十字活動

消費生活ワンポイント

強引な訪問購入にご注意を!

【事例】
年配の女性から「どんなものでも買い取ります。
不要になった背広やワンピース、靴などありません
か。」と丁寧な電話があった。洋服の訪問買い取り
を了承した。しかし、訪問してきたのは2名の若い
男性で、突然「貴金属はないですか。」と強く言
われ、用意していた洋服は車に放り込まれた。怖く
なって、形見で持っていたネックレスなどを渡して
しまった。私が何かないかと探している間に買取書
のチェック欄に勝手に記入され、近くに置いていた
印鑑で捺印までされていた。男性は買取代として約
2万5千円を置いていった。(70代女性)
【アドバイス】
訪問購入においては、購入業者が突然訪問して勧
誘することは禁止されています。このような禁止行
為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
前もって電話などで訪問を約束した場合でも、
購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の
売却を求めることはできません。売るつもりのない
貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、
きっぱりと断りましょう。売却する場合は、必ず契
約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事
業者の連絡先などを確認することが大切です。何か
不審なことなどがありましたら、太子町消費生活セ
ンター(☎277-1015)にご相談ください。

西播磨総合リハビリター
シヨンセンターセミナー
参加者募集
西播磨総合リハビリター
シヨンセンター
☎0791-581050
西播磨総合リハビリターシ
ヨンセンターでは次のセミナ
ーを開催します。ぜひご参加
ください。
内容
地域生活支援を考えるセミ
ナー『いつの日か、認知症
になるその前に』ご自身
や大切な人の「もしも」の
時に備えて今からできるこ
と
日時 7月20日回
13時20分～15時40分
場所 西播磨総合リハビリターシ
ヨンセンター

おめいひんびんびん
第59回全国卓球選手権大会出場
栄次慶祥さん(馬場)
第17回全国社会人クラブバド
ミントン選手権大会出場
塩本寛さん(竹広南)
小林幹男さん(西本町)
ヨンセンター研修交流セン
ター1階交流ホール(たつ
の市新宮町光都1-7-1)
講師
鍛治実さん(認定作業療法士)
●定員 50人(先着順)
●参加費 無料
●申込方法
申込フォームに必要事項を入力
【町ホームページ】
セミナー
申込
フォーム

松本恵理さん(小田町)
第41回全日本武術太極拳選手権
大会出場
原田美江子さん(糸井北)
第64回空手道系東会全国選手権
大会出場
船山翔夢さん(兵庫工業高
校・太子西中出身)
勝原凜楓さん(太田小学校)
西脇汐音さん(太田小学校)
7月10日回
13時30分～16時30分
場所・担当 企画政策課
7月18日回
13時30分～15時
場所・担当 企画政策課
日本語教室 外国人対象【要申込】

7月6・20・27日回
13時30分～15時30分
7月6・20日回
15時30分～17時
7月7・14・28日回
10時～12時
場所 地域交流館スペース1
担当 企画政策課
消費生活相談【電話相談可】
毎週月・水・木・金曜日
9時30分～16時
場所・担当 生活環境課
もの忘れ相談【要予約】
7月25日回 13時～16時
場所 役場A102会議室
担当 高年介護課
認知症本人と家族のつどい
(オレンジ広場)お話し会
7月2日回 10時～11時30分
場所 南総合センター
担当 高年介護課

たいしっ子悩み相談【要予約】
開庁日8時30分～17時15分
場所・担当 管理課
※予約受付時間は随時
心配ごと相談
7月12・26日回
13時30分～16時
場所 保健福祉協議会
担当 保健福祉協議会
知的障がい者(児)相談
7月18日回 9時30分～11時30分
場所 保健福祉協議会
担当 社会福祉協議会
心の不安相談
7月16日回 13時30分～15時30分
場所 保健福祉協議会
担当 社会福祉協議会
身体障がい者(児)相談
7月17日回 9時30分～11時30分
場所 保健福祉協議会
担当 社会福祉協議会

●● 社会教育・生涯教育 ●●

参加については事前に申し込みをされた人に限ります。

社会教育課 ☎ 277-1017

たちばな大学一般教養講座

日時 7月24日(金)10時～
場所 丸尾建築あすかホール中ホール
内容 自筆証書遺言書保管制度&相続登記の義務化等知って得する教養講座
講師 倉益 淳 さん(神戸地方法務局龍野支局総務係長)、山添 智博 さん(神戸地方法務局龍野支局登記専門職)

石海公民館 ☎ 277-4511

書道

日時 7月5・19日(土)9時30分～
講師 水橋 溪仙 さん

パッチワーク体験教室

日時 7月6日(日)9時30分～
講師 藤中 操 さん

ソープカービング教室

日時 7月11日(金)10時～
講師 林 睦 さん

協力 手をつなぐ育成会

こども茶道

日時 7月13・27日(土)13時30分～
講師 原田 和恵 さん

終活講座～自分らしく生きるための終活～

日時 7月21日(日)10時～
定員 20人(先着順)

講師 高年介護課

伝筆(つてふで)教室

日時 7月27日(土)9時30分～
講師 円尾 裕子 さん

太田公民館 ☎ 277-4811

こどもクッキング

日時 7月6日(金)9時30分～
講師 宮中 真智子 さん

生涯学習講座「播磨の歴史を知ろう」

日時 7月9日(金)13時30分～
講師 窪田 憲龍 さん

こども華道

日時 7月20日(土)13時30分～
講師 玉田 恵甫 さん(未生流)

健康クッキング

日時 7月23日(金)9時30分～
講師 宮中 真智子 さん

龍田公民館 ☎ 276-0044

太子町あそびっ子教室「アロハ!フラダンス」

日時 7月7日(日)9時30分～
講師 フラググループ「マリエアロハ」

こども現代アート

日時 7月27日(土)10時～
講師 山口 謙二 さん

南総合センター ☎ 277-1102

人間の生き方講座 [手話通訳あり]

「新聞で脳の活性化(脳活)トレーニング
～もっと新聞を楽しもう～」

日時 7月4日(金)9時30分～
講師 繁村 一男 さん

(読売新聞大阪本社「新聞のちから」委員会)

ふれあい音楽広場

みんなで、昔懐かしい歌を歌ってみませんか
日時 7月10日(金)10時～

●● 図書館 ☎ 277-1580 ●●

「図書館」を題材にした本を紹介します



図書館戦争 有川浩・アスキー・メディアワークス

図書館にまいこんだ こどもの超大質問

こどもの大質問編集部・青春出版社

図書館は生きている

バク・キスク・原書房

世界一かんたんな図書館の使い方 つのだ由美こ・秀和システム

本が語ること、語らせること 青木 海青子・夕書房

図書館の殺人 青崎 有吾・東京創元社

ひきこもり図書館 部屋から出られない人のための12の物語

頭木 弘樹 編・毎日新聞出版

拝啓市長さま、こんな図書館をつくりましょう

アントネッラ・アンニョリ・みすず書房

読みたい心に火をつける! 学校図書館大活用術

木下 通子・岩波書店

<読む>という冒険 イギリス児童文学の森へ

佐藤 和哉・岩波書店

移動図書館(木曜日)

7月	10:30~ 10:50	11:00~ 11:20	14:30~ 14:50	15:00~ 15:20	15:30~ 15:50	16:00~ 16:20
11日			福地 (三反長) 地域内	米田 公会堂	竹広南 公民館	
18日				原池団地 公民館	山田 掲示板前	原 太田東地区農村 交流センター
25日	広 公民館	坂 公民館	上太田 公民館	塚森 地域内	太子ニュー タウン 公民館	吉福 公民館

7月の開館日 ×印は休館
開館時間:10時~18時(金曜日は20時まで開館)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

17日(金)は祝日振替のため休館。
31日(金)は館内整理のため休館。

●● 歴史資料館 ☎ 277-5100 ●●

企画展「近世の村と大庄屋の庭園」

江戸時代に交代で大庄屋を務めた旧田寺家の庭園「横山家庭園」の町指定文化財の指定を記念し、旧田寺家に残された資料などから近世の村々の暮らしや大庄屋の庭園の作庭の様子を紹介します。

期間 7月20日(日)~9月1日(日)

入館料 大人200円、高校・大学生150円
(小中学生以下・65歳以上は無料)

※7月20日(日)~28日(日)(ひょうごプレミアム芸術デー参加期間)は無料で観覧いただけます。

歴史講座 [どなたでも聴講できます。]

「川や池にある河童の石の伝承」

講師 藤原 喜美子 さん(流通科学大学准教授)

日時 7月20日(日)13時30分~

場所 丸尾建築あすかホールミニシアター

古文書講座(初級)のお知らせ

古文書に1度は触れたことがあるけれど、もう少し読めるようチャレンジしたい、という人向けに初級講座を開催します。

日時 7月14日・28日、8月11日・25日(日)
14時~15時30分

場所 丸尾建築あすかホール創作室

講師 歴史資料館学芸員

対象者 古文書読解に少し触れたことがある人(初心者)

注意事項 辞書などはご自身でご用意ください

募集人数 20人程度(応募多数の場合は抽選)

申込先 歴史資料館

申込期間 7月5日(金)まで

臨時休館のお知らせ

企画展への展示替えのため、休館します。
休館日 7月1日(日)~19日(日)

相続サポートの全国ネットワーク
家や土地を持つ方は、引き継ぐ準備も必要です

不動産相続の相談窓口

初回 相談無料

美松ホーム株式会社
太子町東保20-1 ☎079-277-3366

終活写真
~あなたの軌跡を一枚の写真に~

永遠に残してゆく大切な写真をお持ちですか?
心に残る大切な思い出の1枚を残しましょう。
どうぞお気軽にご相談ください。

1級写真技術士の写真館
トロフフィールド
太子町東南17-6

079-277-5507

広告募集中

- 広報たいし
- 太子町ホームページ

詳細は、企画政策課(☎277-5998)にお問い合わせください。



う れしい、楽しい収穫作業 5月17日(金)

山椒の収穫

今年も町の特産品の一つである山椒の収穫が行われました。当日は天候に恵まれ、収穫日和となり、たくさんの方が収穫に参加しました。太子町では平成26年より、休耕田を活用して山椒の栽培が始まり、今年5月時点では栽培面積が約3.5ha、栽培本数約2,300本が植栽されています。今年は昨年よりも多くの収穫があり、参加された皆さんは、実を傷つけないように丁寧に収穫しながら青空の中で作業を楽しまれていました。

5 んきんぐ上位をめざして 5月19日(日)

第46回太子町消防操法大会



大会に参加した消防団員の皆さんは、この日のために団員一丸となって日々の厳しい訓練をされ、その成果を遺憾なく発揮されました。結果は次のとおりです。
【ポンプ車の部】 優勝 第三機動 準優勝 第二機動
【小型ポンプの部】 優勝 立岡 準優勝 田中
【消火栓の部】 優勝 鶴 準優勝 東南 3位 第一機動 4位 阿曾

み て触れる伝統芸能 5月25日(土)

太子町提案型協働事業「日本遺産石見神楽」



丸尾建築あすかホールで開催された太子町提案型協働事業「日本遺産石見神楽」では、島根県江津市大都神楽団による「石見神楽」や町内外で活動されているブラジル音楽マトリックスや尺八、琴の演奏などが次々に披露され、会場内は熱気に包まれました。訪れた人は普段見ることのできない伝統芸能や文化に触れることができました。

き ぞうありがとうございます 5月29日(水)

乳幼児椅子を寄贈いただきました



大阪ガス株式会社から、斑鳩保育所に乳幼児椅子の寄贈をいただきました。これは、同社の企業ボランティア活動である、Daigasグループ小さな灯運動の一環として長年続けられているものです。子どもたちのより豊かな保育のため、大切に使用させていただきます。本当にありがとうございます。

び つくりするほどきれいに 6月7日(金)

プール掃除 (石海小学校)



石海小学校でプール掃除が行われ、プール開きに向け、6年生の児童がブラシを手に、プールに溜まった泥や苔などの汚れやぬめりを一生懸命落としました。1時間半の掃除で見違えるほどきれいになり、児童たちはぴかぴかになったプールを見て、水泳授業を心待ちにしている様子でした。今年もみんなで気持ちよく泳げそうですね。

編集・発行 太子町企画政策課
 〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶴280番地1
 ☎079-277-5998 FAX 079-277-2201

URL <https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/>
 E-mail kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp
 Face book <https://www.facebook.com/TaishiLife>
 Instagram <https://www.instagram.com/hyogotaishi/>
 LINE <https://page.line.me/hyogo-taishi>